



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年4月20日(金) 第9593号

目次

ページ

告 示

| | |
|-------------------------|---|
| ○保安林の指定施業要件の変更予定(森林保全課) | 2 |
| ○道路の区域変更(道路管理課) | 3 |
| ○道路の供用開始(同) | 3 |
| ○同 | 3 |

公 告

| | |
|-------------------------------|---|
| ○所在不明通知(森林保全課) | 4 |
| ○土地改良区役員の就退任の届出(農村整備課) | 5 |
| ○建設業法第29条の5第1項の規定による公告(建設企画課) | 6 |
| ○都市計画下水道の変更に係る縦覧(下水環境課) | 6 |
| ○開発工事の完了(建築課) | 7 |

選挙管理委員会告示

| | |
|-----------------|----|
| ○政治団体の名称等 | 7 |
| ○政治団体の異動事項 | 8 |
| ○政治団体の解散届出 | 10 |
| ○資金管理団体の名称等 | 11 |
| ○資金管理団体の異動事項 | 11 |
| ○資金管理団体の指定の取消し等 | 12 |

落 札

| | |
|-----------------|----|
| ○落札者等の決定(情報政策課) | 12 |
| ○同(会計課) | 13 |
| ○同(管理課) | 13 |
| ○同(生涯学習課) | 13 |
| ○同(病院局総務課) | 14 |
| ○同 | 14 |

■ 告 示

◎群馬県告示第127号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成30年4月20日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 安中市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、安中市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 安中市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、安中市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 安中市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び安中市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第128号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県伊勢崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月20日

群馬県知事 大澤 正 明

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 変更の 前後別 | 敷地の幅員 メートル | 延 長 メートル |
|-------|--------|-----------------------------------|------------|---------------|-------------|
| 県道 | 足利伊勢崎線 | 伊勢崎市日乃出町1120番の3地先から同市同1216番の6地先まで | 前 | 8.1～16.5 | 17.1 |
| | | | 後 | 8.1～21.3 | 17.1 |

◎群馬県告示第129号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県伊勢崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月20日

群馬県知事 大澤 正 明

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|-------|--------|-----------------------------------|------------|
| 県道 | 足利伊勢崎線 | 伊勢崎市日乃出町1120番の3地先から同市同1216番の6地先まで | 平成30年4月20日 |

◎群馬県告示第130号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月20日

群馬県知事 大澤 正 明

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|-------|-------|-------------------------------|------------|
| 県道 | 前橋玉村線 | 前橋市朝倉町231番の3地先から同市同505番の4地先まで | 平成30年4月20日 |

■ 公 告

森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定について、その森林の所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者に通知すべきところ又は通知をしたところ、次の者の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を中之条町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成30年4月20日

群馬県知事 大澤 正 明

1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

| 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 | 登記済みの権利者 | 備考 |
|---------------------------------------|----------|----|
| 吾妻郡中之条町大字日影字中沢578の1、578の2、579の1、579の4 | 富沢武司 | |
| 吾妻郡中之条町大字日影字中沢656の3 | 茂木馬一郎 | |
| 吾妻郡中之条町大字入山字矢倉862の1、864の1、864の3、872の1 | 霜田重作 | |
| 吾妻郡中之条町大字生須字寺社木93の2 | 霜田為作 | |
| 吾妻郡中之条町大字生須字寺社木93の3 | 市川銀五郎 | |

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字中沢578の1、578の2、579の1、579の4、656の3

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

| 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 | 登記済みの権利者 | 備考 |
|-----------------------|----------|-----|
| 吾妻郡中之条町大字入山字木村付696の52 | 中村半藏 | 共有林 |
| 同 | 中村徳次郎 | 同 |

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定

める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び中之条町役場に備え置いて縦覧に供する。

保安林指定施業要件変更予定告示 平成27年12月15日群馬県告示第382号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成30年4月20日

群馬県知事 大澤 正 明

| 土地改良区名 | 理事 監事 の 別 | 区 分 | 役 員 氏 名 | 住 所 |
|--------|--------------------|------|--------------|---------------|
| 南八幡堰 | 理 事 | 再 任 | 滝沢博昭 | 高崎市阿久津町988番地 |
| | 同 | 同 | 松原文雄 | 同 同 1008番地 |
| | 同 | 同 | 萩原俊一 | 同 木部町196番地1 |
| | 同 | 同 | 田口実 | 同 同 387番地 |
| | 同 | 同 | 田口憲夫 | 同 同 434番地1 |
| | 同 | 同 | 木村恒男 | 同 同 478番地 |
| | 同 | 同 | 木部万亀男 | 同 山名町887番地3 |
| | 同 | 新 任 | 小池秀喜 | 同 阿久津町1199番地 |
| | 同 | 同 | 飯島英敏 | 同 木部町171番地1 |
| | 同 | 同 | 依田邦江 | 同 根小屋町482番地1 |
| | 同 | 同 | 武藤澄雄 | 同 山名町403番地2 |
| | 同 | 同 | 鈴木良樹 | 同 同 633番地 |
| | 同 | 同 | 上原政幸 | 同 同 1107番地 |
| | 同 | 同 | 阿倍透 | 同 同 1327番地 |
| | 同 | 同 | 石井ふく | 同 同 1899番地 |
| | 同 | 退 任 | 小池清樹 | 同 阿久津町1205番地1 |
| 同 | 同 | 飯島重信 | 同 木部町185番地 | |
| 同 | 同 | 依田延雄 | 同 根小屋町482番地1 | |

| | | | |
|----|----|-------|--------------|
| 同 | 同 | 木部文義 | 同 山名町522番地 |
| 同 | 同 | 鈴木秀康 | 同 同 623番地 |
| 同 | 同 | 上原初男 | 同 同 1113番地 |
| 同 | 同 | 石井博 | 同 同 1350番地1 |
| 同 | 同 | 今井臣司 | 同 同 1866番地 |
| 監事 | 再任 | 笠原明 | 同 木部町422番地 |
| 同 | 同 | 吉田昭次 | 同 山名町1573番地1 |
| 同 | 新任 | 今井三喜雄 | 同 阿久津町1517番地 |
| 同 | 退任 | 山口甚一 | 同 同 1530番地1 |

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年4月20日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 処分をした年月日 平成30年4月6日
- 2 被処分者

| 商号又は名称 | 主たる営業所の所在地 | 代表者氏名 | 許可番号 |
|--------|------------|-------|------|
| 櫻井工業 | 藤岡市鬼石339-2 | 櫻井 彰二 | 許可無し |

- 3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部
 - (2) 期間 平成30年4月13日から同月15日までの3日間
- 4 処分の原因となった事実 被処分者である櫻井工業の事業主の櫻井彰二は、平成29年5月頃、藤岡市内の複数箇所の山林に、家屋の解体工事で生じた産業廃棄物約7,952kgを不法に投棄した。

このことにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反したとして、平成30年1月22日に前橋地方裁判所高崎支部から櫻井彰二に対し、懲役2年、執行猶予3年、罰金50万円の判決が出され、同年2月6日付けでその刑が確定した。

このことが、建設業法第28条第2項第2号に該当するため、同条第3項に基づき営業停止処分とする。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、伊勢崎都市計画下水道(伊勢崎公共下水道)の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項におい

て準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年4月20日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 伊勢崎都市計画下水道 伊勢崎公共下水道
- 2 都市計画の変更年月日 平成30年4月1日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部下水環境課及び伊勢崎市都市計画部下水道整備課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

平成30年4月20日

群馬県知事 大澤 正 明

| 番号 | 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 |
|----|--|---|
| 1 | 邑楽郡邑楽町大字中野字熊ノ谷戸2064-1、2065-2 | 太田市東新町103番地 リーシャ201号 松沢亮 |
| 2 | 安中市西上磯部字勘五原1607-1、1607-2、1612-1、1613-2、1614、1616-2、1617、1618-2、1635-18 | 安中市磯部2-13-1 株式会社シンコーモールド 代表取締役 土田富義 |
| 3 | 佐波郡玉村町大字板井字一本木35-3 | 佐波郡玉村町大字板井907番地2 スプリームM205 石原泰樹 |
| 4 | 邑楽郡邑楽町大字中野字毘沙門1400-1 | 邑楽郡邑楽町大字藤川551番地1 馬場寛行、馬場裕美 |
| 5 | 邑楽郡邑楽町大字中野字荒神867-3、868-4 | 邑楽郡邑楽町大字中野3592番地2 小島幹雄 |
| 6 | 邑楽郡千代田町大字瀬戸井字宮下782-2 | 太田市東長岡町413-1 ステラA201 高木雅人 |
| 7 | 邑楽郡邑楽町大字篠塚字大黒1484-2、1486-3 | 太田市飯田町1546番地 ポレスター太田駅前サウスレジデンス1503号 大川孝平 |

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成30年4月20日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本 修平

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 |
|------------|------------|----------|------------------|
| | 届出年月日 | | |
| 奥利根会 | 栗原一郎 | 渡辺政美 | 利根郡みなかみ町上牧1131 |
| | 平成30年3月19日 | | |
| 群馬の未来をつむぐ会 | 内川雅清 | 横田卓也 | 前橋市上大島町155-35 |
| | 平成30年3月13日 | | |
| 柴田信後援会 | 柴田信 | 金子尚 | 館林市仲町5-20 |
| | 平成30年3月26日 | | |
| 鈴木章二後援会 | 鈴木章二 | 鈴木章二 | 利根郡みなかみ町布施339-1 |
| | 平成30年3月5日 | | |
| 田村かつ子後援会 | 田村かつ子 | 生方よし江 | 利根郡みなかみ町新巻1560-1 |
| | 平成30年3月23日 | | |
| 平形富二夫後援会 | 平形富二夫 | 大津和久 | 吾妻郡高山村中山521 |
| | 平成30年3月1日 | | |
| 深澤佑太後援会 | 深澤佑太 | 深澤えり | みどり市大間々町浅原1656-4 |
| | 平成30年3月13日 | | |
| 本多きみお後援会 | 林昭 | 本多春夫 | 利根郡みなかみ町東峰652 |
| | 平成30年3月12日 | | |

◎群馬県選挙管理委員会告示第31号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成30年4月20日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

1 政党の支部

| 政治団体の名称 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|-----------------|----------|------|------|------------|
| 自由民主党群馬県利根郡第一支部 | 会計責任者の氏名 | 小林政彦 | 梅沢志洋 | 平成30年3月19日 |

| | | | | |
|-----------------|----------|-----|------|------------|
| 自由民主党群馬県沼田市第三支部 | 会計責任者の氏名 | 林清史 | 佐川凱夫 | 平成30年3月20日 |
|-----------------|----------|-----|------|------------|

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

| 政治団体の名称 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|----------------|------------|------------------|-----------------|-------------|
| 浅見たけし後援会 | 主たる事務所の所在地 | 佐波郡玉村町下新田516-1 | 佐波郡玉村町下新田516 | 平成30年3月16日 |
| あらいさとし後援会 | 代表者の氏名 | 山口祐司 | 高木宏 | 平成29年7月1日 |
| 江田保則後援会 | 会計責任者の氏名 | 江田保則 | 美才治早雄 | 平成30年3月26日 |
| 岳遊会 | 会計責任者の氏名 | 河島宏光 | 羽鳥由紀 | 平成30年3月27日 |
| 久友会 | 代表者の氏名 | 川合研三 | 杉山晴彦 | 平成30年3月14日 |
| 熊川次男政経懇話会 | 会計責任者の氏名 | 熊川貴博 | 一場泉 | 平成29年11月15日 |
| 幸福実現党太田後援会 | 会計責任者の氏名 | 阿曾弘樹 | 森田貴行 | 平成29年4月1日 |
| 幸福実現党太田後援会 | 会計責任者の氏名 | 森川貢次 | 阿曾弘樹 | 平成30年3月13日 |
| 幸福実現党高崎後援会 | 会計責任者の氏名 | 森田貴行 | 佐俣ちなみ | 平成30年2月1日 |
| 幸福実現党榛名伊香保後援会 | 会計責任者の氏名 | 森田美由紀 | 藤原佑太 | 平成30年3月14日 |
| 幸福実現党前橋後援会 | 会計責任者の氏名 | 藤原佑太 | 佐俣ちなみ | 平成30年3月17日 |
| 古田島和茂後援会 | 主たる事務所の所在地 | みどり市東町沢入552 | みどり市東町沢入515-13 | 平成29年4月10日 |
| 市民本位の民主市政をつくる会 | 代表者の氏名 | 小林敏男 | 富山弘毅 | 平成29年7月15日 |
| JAM群馬政治連盟 | 代表者の氏名 | 山村康郎 | 杉山尚広 | 平成29年10月1日 |
| 須藤ひめよ後援会 | 主たる事務所の所在地 | みどり市大間々町大間々302-5 | みどり市大間々町大間々甲303 | 平成30年3月20日 |
| 大日本皇神党 | 会計責任者の氏名 | 小川栄子 | 新井克之 | 平成29年5月1日 |
| 高崎都市戦略研究会 | 会計責任者の氏名 | 渡辺敬一 | 末村敏也 | 平成30年3月5日 |

| | | | | |
|----------------|------------|----------------|---------------|----------------|
| たつみ久男後援会 | 会計責任者の氏名 | 巽恵子 | 田中吉宗 | 平成30年 3月1日 |
| 館林邑楽歯科医師連盟 | 代表者の氏名 | 中世吉昭 | 上野和路 | 平成29年 5月27日 |
| 角田こうじ後援会 | 代表者の氏名 | 筑井孝 | 羽鳥勝之 | 平成30年 3月9日 |
| 日本茶の会 | 主たる事務所の所在地 | 前橋市駒形町1165-12 | 桐生市清瀬町3-26 | 平成30年 3月1日 |
| 馬場周二をはげます会 | 代表者の氏名 | 高田武 | 鈴木一夫 | 平成29年 10月2日 |
| はばたく群馬の会 | 会計責任者の氏名 | 市川光則 | 大山充 | 平成30年 3月26日 |
| もたい次雄と安中市を考える会 | 政治団体の名称 | もたい次雄と安中市を考える会 | もたい次雄と原市を考える会 | 平成30年 3月26日 |
| 柳沢浩之後援会 | 会計責任者の氏名 | 須藤孝洋 | 岡部浩之 | 平成30年 3月25日 |
| 夢と希望 | 会計責任者の氏名 | 関佐智子 | 赤石哲也 | 平成30年 3月9日 |
| 足立としゆき渋川北群馬後援会 | 代表者の氏名 | 須田誠一 | 齋藤隆行 | 平成30年 3月26日 |
| | 会計責任者の氏名 | 田子元幹 | 須田誠一 | 平成30年 3月26日 |
| 群馬県社会保険労務士政治連盟 | 代表者の氏名 | 宇野雅夫 | 松田正憲 | 平成29年 5月23日 |
| | 会計責任者の氏名 | 早川豊 | 田中正宏 | 平成29年 5月23日 |
| 幸福実現党群馬県本部 | 代表者の氏名 | 蓮沼純 | 春山美一 | 平成30年 3月17日 |
| | 会計責任者の氏名 | 三上誠 | 佐俣ちなみ | 平成30年 3月17日 |

◎群馬県選挙管理委員会告示第32号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成30年4月20日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 解散年月日 |
|---------------|--------|-------------|
| 新しい政治をつくる会 | 織田沢俊幸 | 平成30年2月3日 |
| 梅澤百合子後援会 | 梅澤百合子 | 平成30年3月1日 |
| 小谷原達夫後援会 | 小谷原達夫 | 平成30年3月1日 |
| 紫水会（岸よしまさ後援会） | 河合進 | 平成30年2月26日 |
| 高橋市郎後援会 | 高橋清文 | 平成30年3月26日 |
| 高橋栄一後援会 | 石倉一美 | 平成29年12月31日 |
| 高橋正治後援会 | 星野和助 | 平成29年12月31日 |
| 塚本忠久後援会 | 塚本忠久 | 平成29年12月24日 |
| つくい明人後援会 | 塚原仁 | 平成29年12月31日 |
| つくい明人明友会 | 津久井明人 | 平成29年12月31日 |
| 筑井あけみを支援する会 | 筑井あけみ | 平成29年12月30日 |

◎群馬県選挙管理委員会告示第33号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成30年4月20日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

| 資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定年月日 |
|-----------------------|-----------|-----------|-----------------|------------|
| 栞原一郎 | みなかみ町議会議員 | 奥利根会 | 利根郡みなかみ町上牧1131 | 平成30年3月19日 |
| 鈴木章二 | みなかみ町議会議員 | 鈴木章二後援会 | 利根郡みなかみ町布施339-1 | 平成30年3月5日 |
| 平形富二夫 | 高山村長 | 平形富二夫後援会 | 吾妻郡高山村中山521 | 平成30年2月28日 |

◎群馬県選挙管理委員会告示第34号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第3項の規定により届出のあった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成30年4月20日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

法第19条第3項第3号による届出

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|------------------|-----------|-----------|----------------|--------------|------------|
| 浅見武志 | 浅見たけし後援会 | 主たる事務所所在地 | 佐波郡玉村町下新田516-1 | 佐波郡玉村町下新田516 | 平成30年3月16日 |
| 松本耕司 | 松本こうじ後援会 | 公職の種類 | 館林市長 | 群馬県議会議員 | 平成29年3月13日 |

◎群馬県選挙管理委員会告示第35号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第3項の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成30年4月20日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

法第19条第3項第2号による届出

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 資金管理団体でなくなった年月日 |
|------------------|-------------|-----------------|
| 小谷原達夫 | 小谷原達夫後援会 | 平成30年3月1日 |
| 塚本忠久 | 塚本忠久後援会 | 平成29年12月24日 |
| 津久井明人 | つくい明人明友会 | 平成29年12月31日 |
| 筑井あけみ | 筑井あけみを支援する会 | 平成29年12月30日 |

■ 落札

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成30年4月20日

群馬県知事 大澤正明

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 群馬自治体情報セキュリティクラウド運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県企画部情報政策課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成30年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 株式会社両毛システムズ 群馬県桐生市広沢町三丁目4025番地
- 5 随意契約に係る契約金額 69,165,360円

- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号該当

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成30年4月20日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 群馬県財務会計システム改修等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県会計局会計課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成30年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 株式会社ジーシーシー 群馬県前橋市天川大島町1125番地
- 5 随意契約に係る契約金額 99,675,041円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号該当

次のとおり落札者を決定した。

平成30年4月20日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 基本ソフトウェアライセンス 5,090名 ※ライセンス数は、ナレッジワーカーカウントによる。
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県教育委員会事務局管理課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 平成30年3月22日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社ナブアシスト 群馬県前橋市元総社町521番8号
- 5 落札金額 31,546,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 平成30年2月9日

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成30年4月20日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 「はばたけ!ぐんまの子どもたち」の制作及び放送 1回につき30分間を平成30年6月30日から平成31年3月30日まで40回
 - 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県教育委員会生涯学習課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
 - 3 随意契約の相手方を決定した日 平成30年4月1日
 - 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 群馬テレビ株式会社 群馬県前橋市上小出町三丁目38番地の2
 - 5 随意契約に係る契約金額 71,242,200円
 - 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
 - 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号該当
-

次のとおり落札者を決定した。

平成30年4月20日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 落札に係る業務名及び数量 群馬県立病院の感染性廃棄物収集運搬及び処分業務委託 一式
 - 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県病院局総務課病院改革係 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
 - 3 落札者を決定した日 平成30年3月22日
 - 4 落札者の名称及び所在地 株式会社群桐産業 群馬県太田市大原町78番地1
 - 5 落札金額 49,075,264円
 - 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
 - 7 入札公告をした日 平成30年2月9日
-

次のとおり落札者を決定した。

平成30年4月20日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量 A重油(JIS1種1号) 712,000リットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県病院局総務課病院改革係 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 平成30年3月27日
- 4 落札者の名称及び所在地 群馬自動車燃料販売株式会社 群馬県高崎市末広町54番地
- 5 落札金額 60,000円(1リットル当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 平成30年2月13日
- 8 契約方法 単価契約

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
